

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 7 月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第87号

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p><u>(8)</u> [略]</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4)</u> 休業の状況</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p><u>(9)</u> [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定は、平成26年7月末までに任命権者が知事に対し報告すべき人事行政の運営の状況の報告から適用する。